平成２５年（フ）第４３９３号
大阪府寝屋川市点野６丁目１番３号
債務者　里西　恒雄
1　決定年月日時　平成25年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４５５３号
大阪府吹田市長野西１番７号
債務者　井上　政勝
1　決定年月日時　平成25年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４７２０号
大阪府四條畷市江瀬美町18番19号　第２ハイツトクイ201
債務者　北野　文夫
1　決定年月日時　平成25年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４７４５号
大阪府高槻市日向町11番８号
債務者　浦上　澄子
1　決定年月日時　平成25年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４７６４号
大阪市平野区長吉長原東３丁目８番15―401号
債務者　井川多喜夫
1　決定年月日時　平成25年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４８３７号
大阪府寝屋川市緑町46番６号
債務者　山﨑喜惠子
1　決定年月日時　平成25年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４８４７号
大阪府大東市南郷町13番101号
債務者　濵田伸一郎
1　決定年月日時　平成25年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４８８３号
大阪市西淀川区歌島１丁目３番７号　大洋マンション406号室、前住所大阪市淀川区加島３丁目11番53―704
債務者　西口　幸雄
1　決定年月日時　平成25年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４８８４号
大阪市西淀川区歌島１丁目３番７号　大洋マンション406号室、前住所大阪市淀川区加島３丁目11番53―704
債務者　西口真由美
1　決定年月日時　平成25年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４９０６号
大阪府豊中市蛍池中町１丁目５番18―307号
債務者　池田　孝行
1　決定年月日時　平成25年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４９１６号
大阪市北区中津２丁目４番13号　ハイツ田中202号室
債務者　竹中　啓子
1　決定年月日時　平成25年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４９１７号
大阪市北区中津２丁目４番13号　ハイツ田中202号室
債務者　竹中　　愛
1　決定年月日時　平成25年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４９６９号
大阪府守口市日光町３番６―308号
債務者　小林眞理子（旧姓木谷）
1　決定年月日時　平成25年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４９８３号
大阪府箕面市半町３丁目４番23―302号
債務者　岩野　京子
1　決定年月日時　平成25年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４９８７号
大阪市此花区伝法６丁目３番２―711号
債務者　友田　勝美
1　決定年月日時　平成25年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４９９９号
大阪府東大阪市高井田元町２丁目22番12号　高井田ハイツ203号
債務者　藤賀　美樹（旧姓金沢）
1　決定年月日時　平成25年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２０４号
岡山県浅口市鴨方町六条院東3294番地４　佐藤アパート３
債務者　谷藤　博美（旧姓長森）
1　決定年月日時　平成25年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月20日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係